

公的保育制度を**活かして**

どの子ども
すこやかに
育つために

専門性を高め
働き続けるために

安定した運営を
おこなうために

公的保育制度
を**こわす**

厚生労働省

「新たな保育の仕組み」



保育・子育てを**自己責任**に

厚生労働省は昨年12月、社会保障審議会少子化対策特別部会に、現在の公的保育制度に代わる「新たな保育の仕組み」を提案。2009年に制度の詳細を決め、2010年に法案を国会提出、2011年度より順次実施がねらいです。

市区町村の責任を縮小し「直接契約」へ

「新たな保育の仕組み」の特徴は、市区町村の保育実施義務（児童福祉法24条）をなくし、保護者が直接、保育所を探し保育所と利用契約を結ぶこと。保育所整備は民間任せ。市区町村の役割が保育所の紹介や保育料補助金の支給など大幅に縮小されます。

子どもにとって“大切なもの”を守るとき

民間企業の参入を促進し、「保育はお金次第」の仕組みに変えることは、貧困と格差を子どもにまで押しつけること。国と地方自治体による保育・子育て支援の充実と無償化が世界の流れ。国民の世論と運動が政治を動かすとき—「安心して子育てできる地域と社会を」の願いを実現するために、手をつなぎましょう。

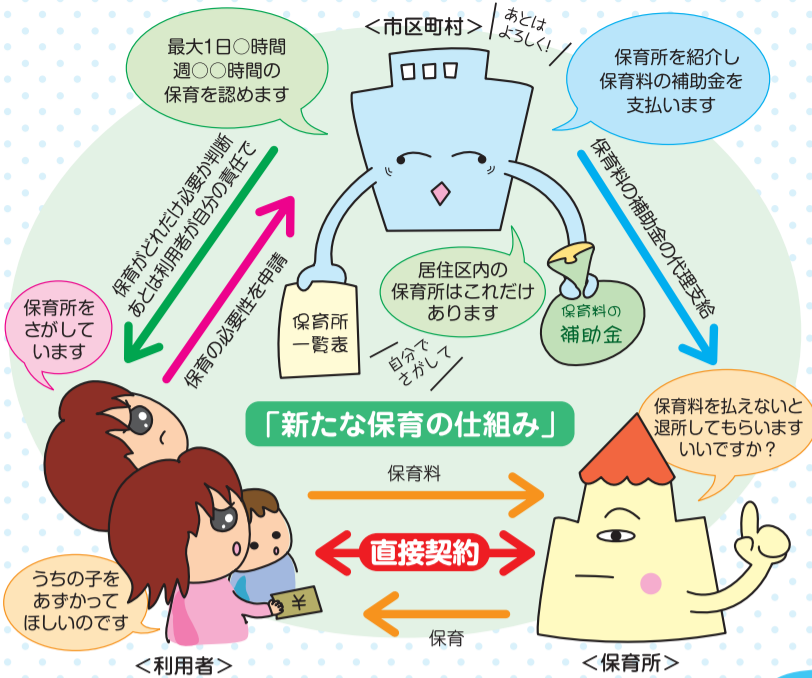


自治労連（日本自治体労働組合総連合）

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 TEL 03 (5978) 3580 FAX 03 (5978) 3588
Eメール: jichiroren@jichiroren.jp ホームページ: <http://www.jichiroren.jp>

2009年1月

「新たな保育の仕組み」がこわす親と子の安心

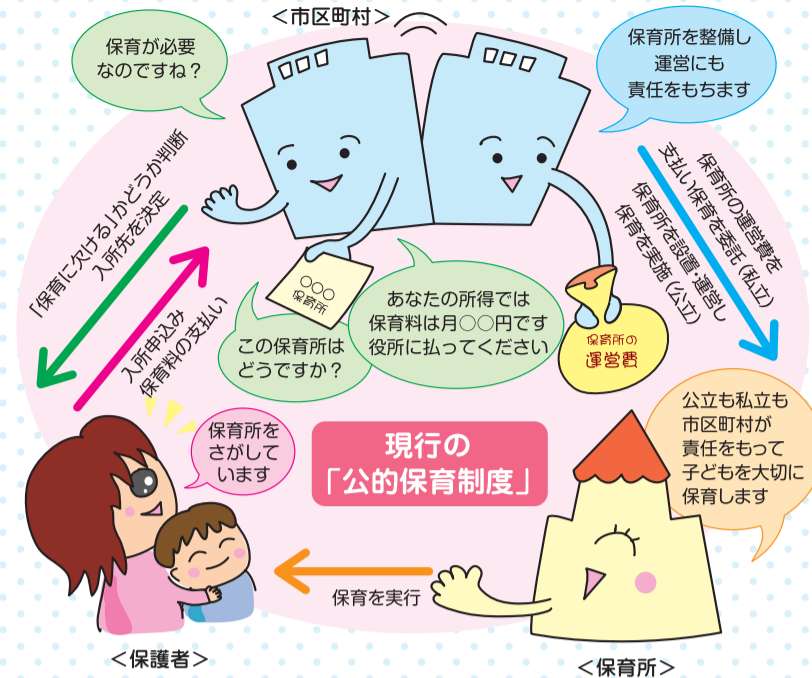


保育が「福祉」から「サービス」へ

現行の公的保育制度は、憲法25条(生存権)、児童福祉法24条(保育を受ける権利)に基づき、国と地方自治体が子どもと保護者の権利を守り、保育所を整備し、保育を実施する仕組み。

「新たな保育の仕組み」のモデルは介護保険。利用者は①「要保育」認定を受け、②保育所を選択し、③保育事業者と直接契約し、④保育料と引き換えに保育所を利用できる仕組み。

国と自治体の役割は、国民の基本的な権利の保障(福祉)から、消費者保護へと変わります。



「直接契約」 保育の自己責任 が生み出す「保育難民」

保育所さがしは自己責任

現行制度では、市区町村が、保護者の希望を尊重しながら保育所を決めています。しかし新制度では、市区町村が作成したりストをもとに、保護者が保育所をさがし、直接、保育所と利用契約を結びます。保護者と市区町村との「公法上の契約」から、保育所との「私法上の契約」に変わります。

「経営第二で、保護者・子どもを選別

保育所には正当な理由がなければ断れない「応諾義務」があるので心配はないといわれます。しかし保育所には「儲け」が求められ、「コスト削減で施設や体制に余裕がなく、困難家庭や子どもは受け入れられません。しかも市区町村には保育実施義務がないため、断られた子どもは行き場を失います。

民間企業が主流へ

保育企業ハッピースマイルが昨年10月倒産し、多くの子どもと保護者が行き場を失いました。ところが新制度では企業参入を完全自由化。公共性・継続性・安定性が犠牲に。

市区町村の責任は保育所紹介?

新制度では、市区町村の責任が、保護者ごとに保育の必要量(時間)を認定し、保育所を紹介し、基本保育料の一定割合を補助金として支払うことに限定されます。保育を実施する義務がないため保育所を整備する義務もありません。保護者が「保育所を増やして」と要求できなくなるのです。

保育料は「応能」から「応益」へ

保育料は「公定価格」なので、法外な価格にならないといわれます。しかし「公定」とはいえ電気やタクシー料金と同様、基本料金は「公定」でも、オプション料金は自由化されます。保育の質も「お金次第」。しかも保育料は、年齢別、時間単位の料金制に変わり、所得状況は考慮されません。

保育料を払えなければ退所

保育料は、保育サービスの対価に変わります。保育料を払えなければ保育所を利用できません。リストラや病欠などで収入が途絶えると、保護者は子どもの保育の場まで失う恐れがあります。保育所にとって、保護者から保育料を徴収できないとたちまち経営困難に追い込まれます。

豊かな保育が困難に

保育所の収入は、市区町村から支払われる施設運営費から、時間単位の保育料と保育料補助金に変わります。経営が不安定化します。支出は規制緩和で、株主配当や投資に回され、人件費等が圧縮されます。保育士の非正規雇用(期限付き、短時間)がさらに増え、見通しをもった豊かな保育が困難になります。

「新たな保育の仕組み」のモデル

- 保険料を払えなければ利用資格なし、利用も「自粛」
介護保険は、保険料を払えない高齢者は対象外。「要介護」と認定されても利用料を負担できずにサービスは自粛する高齢者が続出。生存権保障の福祉制度でないための問題。
- 「介護の必要なし」と国が一方向的に宣告し、介護ベッドを取り上げ
2006年の改定で「要支援」の高齢者から介護ベッドなどの福祉用具を取り上げ、さらに「要介護」の認定基準が厳しく。国が一方向的に介護の対象と量を決められる制度。
- 介護施設・サービス供給は民間まかせ、「介護空白地域」が
自治体の実施責任がないため、いまや介護事業者のほとんどが民間。「儲からない」地域には進出せず。不正請求が原因でコムスンが撤退した結果、地域が大混乱に。
- 介護職員の人件費が削減され、最低賃金ストレスで過酷な労働
国の介護報酬が低いために、介護職員のほとんどが不安定・低賃金の「非正規雇用」。介護職員の確保が「赤信号」に。

Q

待機児童の解消や
パートの保育所利用は
実現しますか？

A 税金の使い方を変えて 保育所を増やせば実現できます

待機児童は約1万8000人。劣悪な環境の託児所ですごす子ども、週2～3日のパートで働く人の子どものが保育所を利用できない原因も保育所不足です。保育所の新增設は急務です。市区町村に保育所整備を義務付けている現行制度の下でこそ実現できます。「革新自治体」の時代に税金の使い方をかえて10年間に8000箇所90万人分増やしました。民間任せには限界があります。

Q

公立保育所は
どうなるのですか？

A ほとんどが廃止・民営化か 独立行政法人のおそれ

新制度では市区町村に保育実施義務がありません。公立保育所を設置できますが、市区町村が保育事業者になる認可を受けただうで、一般会計とは独立した公営事業会計で運営されます。現在、地域支援、保育基準改善など大事な役割を果たしている公立保育所は介護施設のように廃止・民営化か、独立行政法人に移行し、例外的に困難家庭対策の施設として存続することが予想されます。

Q

「保育の受給権」
とはなんですか？

A 「権利」というより保育料補助金の 「引き換え券」です

現行制度では、保育を必要とする子どもは、市区町村から保育を受ける権利があります（児童福祉法24条）。新制度では、この権利規定を廃止し、「保育の受給権」に変えるとしています。「保育の受給権」とは、保育サービスを利用できた時に、一定の限度内の保育料補助金を受け取る権利です。もし保育所が見つからず、また保育料が高すぎて保育を限度額まで利用できなかったときは、保育の受給権は発生しません。

“子どもたちに豊かな保育・子育てを”・・・国会請願が採択されました!!



昨年12月24日、170万筆の保育署名が、衆参両院で全会一致、採択されました。請願項目は「国と自治体の責任を後退させる保育所への直接契約・直接補助方式の導入はやめること」など5項目。国会は請願内容の実行を政府に求めました。国民の世論と運動が国会を動かしています。

要請先
内閣総理大臣
〒100-0014
東京都千代田区永田町2-3-1
厚生労働大臣
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2

子どもたちの
未来のために

よりよい保育へ提案

保育・子育て支援を国と自治体の責任で

子どもの健やかな育ちを保障するのは国と自治体の責任。国と自治体が保育・子育て支援に直接、責任をもつ現行の保育制度を堅持する。「直接契約」で「自己責任」に変えない。

保育所の施設・職員配置の基準を改善

保育所などの基準（施設と職員配置）は国が決め、全国どこでも適用させる。自治体と事業者が創意を活かし上乗せできるように財政保障する。基準を抜本的に改善する。

保育所の新增設で、待機児童の解消を

国が認可保育所を新增設する特別な予算をつける。保育所が増えれば、待機児問題が解決し、年度途中も入所でき、パートも利用でき、専業主婦の子育て支援や一時保育も充実できる。

保育・子育て予算を国際水準まで増やす

保育所・幼稚園・学童保育・子育て支援施策の財政支出をGDP比0.44%からフランス（1.58%）スウェーデン（1.95%）並みへ増やす。国が税金の使い方をかえれば実現できる。

保育士らが安心して働ける労働条件に

国と自治体は非正規の低賃金を基準にした保育予算の積算方法を改める。保育士らの処遇を専門職にふさわしく改善する。期限付きの雇用、年収200万円以下の低賃金を規制する。

世界に誇る日本の
保育制度を守り
いかそう

私たちが 今すぐできること

1

学習・宣伝・行動

すべての保育所、保育労働者、保護者を対象に学習・宣伝を
職場決議、保護者アピール、手紙を内閣総理大臣、厚生労働大臣へ

2

自治体訪問

議会には意見書採択を要請し、議会の名前で政府に要請を
首長・保育担当者と懇談し、首長の名前で政府に要請を

3

保育所・団体訪問

私立保育所などを訪問し、政府への働きかけの要請を
高齢者や障害者、子ども団体にも協力依頼を

